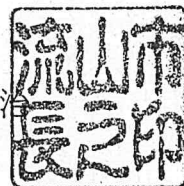




流社第149号  
令和5年6月1日

流山市福祉施策審議会  
会長 鎌田 洋子 様

流山市長 井崎 義治



第9期流山市高齢者支援計画の策定について（諮問）

老人福祉法第20条の8、介護保険法第117条に基づき令和3年3月に策定された第8期流山市高齢者支援計画は、令和5年度をもって計画期間が終了します。

介護保険事業計画は3年毎に策定することとなっており、第9期計画（令和6年度から令和8年度までの3年間）を策定するものです。併せて、高齢者保健福祉計画の見直しを行います。

つきましては、第9期流山市高齢者支援計画の策定にあたり、流山市の附属機関であります貴審議会の意見を求めたく諮問します。